

1 河川水質環境基準と類型指定について

河川の生活環境の保全に関する環境基準については、水域の利用目的に応じて複数の類型があり、個々の水域にいずれかの類型をあてはめ、それぞれの類型に応じて項目ごとに基準値を適用。

大阪府域では、昭和 45 年以降、各河川の状況の変化を踏まえて、順次、類型の当てはめや改定が行われてきた。

平成 15 年には新たに水生生物の保全に関する項目（全亜鉛）が環境基準に追加された。

今回の類型指定については、第 37 回環境審議会（H20.11.7 開催）に諮問し、水質環境基準部会（H20.12～H21.3 の間 3 回実施）にて検討、その結果を部会報告書としてとりまとめた。

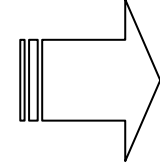
2 「BOD等5項目」に係る類型の改定について

【類型改定の基本的な考え方】

府内の河川をより魅力あるものとするため、「全水域C類型以上」を目指して、近年の水質状況等をもとに、今後概ね5年間の目標となる類型・達成期間を示す。

現在既にC類型以上の水域については、各水域の特徴や近年の水質状況等を考慮し、必要に応じてより上位の類型に改定する。

以上の考え方により



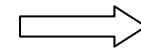
【改定案の概要】

指定水域数の増加

「寝屋川」を「寝屋川(1)」と「寝屋川(2)」に区分する。(全80水域 全81水域)

17水域を上位類型に改定 (B A : 6水域、C B : 7水域、D C : 1水域、E D : 3水域)

A 類型 : 23 水域
B 類型 : 26 水域
C 類型 : 14 水域
D 類型 : 10 水域
E 類型 : 7 水域



A 類型 : 29 水域
B 類型 : 27 水域
C 類型 : 8 水域
D 類型 : 13 水域
E 類型 : 4 水域

類型別の利用目的や目標値
達成期間の区分は裏面参照

21水域について、「達成期間」を見直す。

3 「水生生物の保全に関する項目」に係る類型の指定について

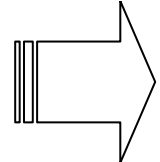
【類型指定の基本的な考え方】

流域に豊かな自然環境を有し、かつ水質が非常に良好であることから、冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、「生物A」に指定する。以下の条件を総合的に考慮し、

- ・上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと
- ・BODがA類型の環境基準に十分に適合していること
- ・冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウ、ナガレホトケドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること
- ・冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること

以外の水域で、BOD等5項目に係る指定類型がC類型以上となる水域を「生物B」に指定する。

以上の考え方により



【指定案の概要】

9水域を「生物A」に指定

50水域を「生物B」に指定

《生活環境の保全に関する環境基準の類型指定案》

水系	水域名	BOD等5項目 類型改定案	水生生物項目 類型指定案
淀川水系	淀川下流(1)	B八	***
	淀川下流(2)	Cイ	***
	船橋川	B八	生物Bイ
	穂谷川	B八	生物Bイ
	檜尾川	B口 Bイ	生物Bイ
	天野川	B八	生物Bイ
	芥川(1)	Aイ	生物Aイ
	芥川(2)	Aイ	生物Bイ
	水無瀬川	Aイ	生物Aイ
	神崎川	B口	***
	安威川上流	Aイ	生物Aイ
安威川下流(1)	Bイ Aイ	生物Bイ	
安威川下流(2)	B口 Aイ	生物Bイ	
安威川下流(3)	Cイ B口	生物Bイ	
佐保川及び茨木川	Bイ Aイ	生物Bイ	
大正川	B口 Aイ	生物Bイ	
勝尾寺川	B口 A口	生物Bイ	
猪名川上流	Aイ	***	
猪名川下流(2)	Dイ	***	
箕面川(1)	Aイ	生物Aイ	
箕面川(2)	Aイ	生物Bイ	
余野川	Aイ	生物Aイ	
千里川	Aイ	生物Bイ	
田尻川	Aイ	生物Aイ	
一庫・大路次川	Aイ	生物Aイ	
山辺川	Aイ	生物Aイ	
寝屋川水系	寝屋川(1):住道大橋より上流	D八 Cイ	生物B口
	寝屋川(2):住道大橋より下流	D八 D口	***
	恩智川	D八 Dイ	***
	古川	D八 D口	***
	第二寝屋川	D八 Dイ	***
	平野川分水路	Dイ	***
	平野川	D口 Dイ	***
大阪市内河川	大川	Bイ	生物Bイ
	堂島川	Bイ	生物Bイ
	土佐堀川	C八 Cイ	生物Bイ
	道頓堀川	B八 Bイ	生物Bイ
	正蓮寺川	Cイ Bイ	生物Bイ
	六軒家川	Bイ	生物Bイ
	安治川	Bイ	生物Bイ
	尻無川	Cイ Bイ	生物Bイ
	木津川	Cイ Bイ	生物Bイ
	木津川運河	Cイ Bイ	生物Bイ
	住吉川	C八 B口	生物Bイ
	東横堀川	Cイ Bイ	生物Bイ
	石川	B八 Bイ	生物Bイ
	千早川	Aイ	生物Bイ
天見川	Bイ	生物Bイ	
石見川	Aイ	生物Aイ	
飛鳥川	C口	生物Bイ	
大和川水系	梅川	B口 Aイ	生物Bイ
	佐備川	C口 Cイ	生物Bイ
	大和中流	C八	生物Bイ
	大和川下流	D八	生物Bイ
	東除川	C八 C口	生物B口
	西除川(1)	B八 B口	生物Bイ
	西除川(2)	D八 D口	***
	石津川	E八 Dイ	***
	和田川	C八 C口	生物Bイ
	大津川上流	B口	生物Bイ
	大津川下流	D八 Dイ	***
	牛滝川	B八 B口	生物Bイ
	松尾川	B八	生物Bイ
	横尾川	Bイ	生物Bイ
父鬼川	Aイ	生物Bイ	
春木川	E八 Dイ	***	
津田川	E八 Eイ	***	
泉州諸河川	近木川上流	Bイ	生物Bイ
	近木川下流	E八 Dイ	***
	見出川	E八 Eイ	***
	佐野川	E八 Eイ	***
	櫻井川上流	Bイ	生物Bイ
	櫻井川下流	E八 Eイ	***
	男里川	Aイ	生物B口
	金熊寺川	Aイ	生物Bイ
	菟砥川	Aイ	生物Bイ
	山中川	Aイ	生物Bイ
	番川	Aイ	生物Bイ
	大川	Aイ	生物Bイ
	東川	Aイ	生物Bイ
	西川	Aイ	生物Bイ

淀川、神崎川、猪名川、大和川については、国が類型指定を行う河川のため、今回の検討対象外
平成 21 年 3 月 31 日付けで猪名川上流が「B八」から「Aイ」に改定

(参考) 河川の水質環境基準 (生活環境の保全に関する項目)

BOD等5項目

項目	類型					
	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	10 mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下	100 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上	2 mg/L 以上
大腸菌群数	50 MPN /100mL 以下	1,000 MPN /100mL 以下	5,000 MPN /100mL 以下	-	-	-

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とする。
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 4 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 5 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用
 6 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 7 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

水生生物の保全に関する項目

項目	水生生物の生息状況の適応性	目標値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下

(注) 目標値は、年間平均値とする。

達成期間

- イ：直ちに達成
 口：5年以内に可及的速やかに達成
 八：5年を超える期間で可及的速やかに達成

生活環境の保全に関する環境基準の類型指定案 (地図)

